

# 令和4年度 大規模事業の実施状況の確認【事前質問】

## ・野村公園整備・運営事業

No.	意見等	回答
1	利用率が高いことは評価できることではあるが、その利用が近隣住民に集中しているのであれば、草津市民全体に利用されているとは言い難い。そこで、どこの利用者が利用しているか、その地域分布のデータがあると良い。	当該施設の利用については、市内や市外のスポーツ団体やバスケットのBリーグやバレーボールのVリーグといったプロスポーツでの利用も行われており、広い範囲での利用が行われております。
2	大地震、大洪水などの自然災害時には、周辺住民などの避難先となるが、その避難訓練の実施状況についての説明が欲しい。例えば、周辺住民に実際に避難行動の訓練、炊き出し、トイレ設営などがなされているか等。	当該施設における避難訓練の実施状況につきましては、指定管理者において安全面での対応力を高める研修や訓練を実施されております。なお、周辺住民との訓練の実施等については、今後指定管理者および市関係課と連携し実施してまいります。
3	利用者満足度調査の結果によると、4割程度は「どちらでもない」かマイナス評価であると思われるが、具体的にどのような点に不満を抱かれているのか把握されているか。把握されているならその内容と、対応策も検討されているならその内容を教示頂きたい。	具体的な施設への不満の内容といたしましては、利用率が多い反面、施設の予約がなかなかできないという意見を聞いております。このような意見につきましては、市内社会体育施設等におきまして同時間で予約が可能な施設がないかなど指定管理者におきまして可能な限り、利用者のご希望に沿った予約ができるように窓口においてサポートさせていただいております。
4	今後、定期的なメンテナンス、大規模修繕等にどの程度の費用が見込まれるのか。	当該施設においては竣工後4年のため大規模修繕等の大きな修繕や工事は現在見込んでおりませんが、毎年約1,769千円の修繕料を見込んでおります。
5	必要性について、市民ニーズが高いことを示す根拠。	当該施設においては、令和元年度の供用開始から年々利用人数を伸ばし、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、過去最高の年間209,698人の利用者の方にご利用いただきました。また、施設の利用率におきましても、年々増加傾向にあり、こちらも令和3年度においては過去最高の77.2%となり、多くの方にご利用いただきスポーツやイベント等を楽しんでいただきました。
6	妥当性について、実施を義務づけている法令はどのようなものか。	当該施設は都市公園の体育施設であり、公園施設を整備する法的義務はございませんが、災害対策基本法第49条の4および第49条の7に基づき、指定緊急避難所および指定避難所として指定しています。
7	受益者一人あたりのコストとそれが適正である根拠資料を要望する。	施設使用料のアリーナにおける平日、1時間当たりの金額を比較したところ、以下の通りとなり、 くさつシティアリーナ:2,275円 草津総合体育館:2,200円(当該施設と同様に大会を開催でき、また利用者層が類似) ウカルちゃんアリーナ:3,625円(滋賀レイクスターズの試合を開催できる環境が整っている施設であり利用者層が類似) 当該施設については、本市使用料の積算基準に基づいた適正なものとなっております。
8	受益者負担の割合と、その割合に問題はないとする根拠資料を要望する。	本市における使用料については、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるために、3～5年ごとの見直しをルール化されており、全庁的な見直しを行い、受益者の負担割合等についての適正化を図っております。
9	受益者の評価が得られているとする根拠資料。費用対効果が大きいと評価した際の費用と効果の測定方法と評価の根拠を要望する。	当該施設の設置に対し、利用率としては旧市民体育館の利用率を参考に、メインアリーナを70%、サブアリーナを80%と設定し運営を開始したところ、開設からの3年の平均として、メインアリーナが75.8%、サブアリーナが88.8%と当初の設定利用率を上回ることから、事業の目的に見合った十分な効果が得られていると判断します。
10	草津市地域防災計画に野村公園整備計画は反映されているか。また、どのように検討したか。	地域防災計画については、避難地としての収容機能のほか、物資備蓄機能等の防災拠点など、震災や風水害時の災害対策の基本を定めるものであるため、野村公園整備計画としては反映していませんが、施設として完成しているくさつシティアリーナについては、当該施設整備における(仮称)野村スポーツゾーン整備基本計画におきまして防災拠点として活用することを想定し検討を行い、完成後、地域防災計画に反映しております。
11	防災備蓄の管理をどのようにしているか。	防災備蓄品の管理につきましては、危機管理課におきまして年4回実施するとともに、台風等災害により避難所開設事業があった場合は、その後に備蓄物の補充等を行っております。
12	他の運動施設との位置づけはどのようにになっているか。	当該施設は子どもから大人まで誰もが気軽に利用できる地域のスポーツ実施率を高める活動拠点としてはもちろんのこと、プロスポーツ誘致や各種イベントの実施が可能となり、地域コミュニティを醸成する交流拠点、中心市街地活性化に貢献する集客拠点と位置づけています。
13	指定管理者の選定の過程について伺いたい。	当該指定管理者の選定につきましては、市内社会体育施設と都市公園施設の一体的指定管理として、以下の通り選定を実施しております。 第1期:平成 30年8月 募集 第2期:令和3年7月 募集 10月 選定委員会 9月 選定委員会 12月 指定議決 12月 指定議決
14	体育館や会議室等、稼働率が高いようであるが、一定の事業者だけが使用しているのか、多くの事業者が利用しているのか把握したい。	体育館や会議室等の利用については、市内のスポーツ団体はもちろんのこと、保育園や幼稚園などの運動会や高校の文化祭としての利用など幅広い利用者により利用いただいております。
15	「所期の目的を達成しておらず、引き続き実施する必要がある」について、資料があれば要望する。	当該施設は市民スポーツやプロスポーツの観戦の場として多くの方に利用いただいておりますが、国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会終了後も、市民スポーツはもちろんのこと、プロスポーツやイベント等によるにぎわい創出の場としての利活用に努めます。